

児童手当制度のご案内

2024.9

児童手当は、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担うお子さんの健全な成長に資することを目的として、お子さんを監護（日常生活上の世話を）し、かつ、生計を同じくしている（生活の一体性がある）方に支給しています。所得制限はありません。

児童手当は、原則、申請した月の翌月分から受給資格が得られます。お子さんが生まれたり、転入したときは、誕生日、前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に児童手当の申請が必要です。誕生日や転出予定日（異動日）が月末に近い場合、申請が翌月になっても異動日の翌日から15日以内の申請であれば、申請月から受給資格が得られます。申請が遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

1 児童手当請求者（市の認定を受けた後は「児童手当受給者」となります）

市内に住民登録があり（市内在住で）、高校生以下のお子さんについて養育（日常生活上の世話をし、かつ、生計を同じく）している方が「公務員」以外の方

- * お子さんは、国内に居住している必要があります。（留学で海外在住の場合、一定の要件を満たせば、支給対象です。）
- * お子さんが、児童養護施設等に入所している場合をはじめ、既に婚姻や就労によって既に独立した生活を営んでいる場合は、支給対象外です。
- * お子さんの父母のうち、原則、所得が高い方が「児童手当請求者」となります。
- * 児童手当請求者が公務員であり、勤務先から児童手当の支給が受けられる場合は、当該勤務先で手続きしてください。

2 支給額（お子さん1人当たりの月額）

| 子の年齢 子の人数 | 3歳未満 | 3歳以上 18歳年度末 |
|-----------------|---------|-------------|
| 1人目・2人目 | 15,000円 | 10,000円 |
| 3人目以降 (多子加算) | 30,000円 | 30,000円 |

大学生年齢のお子さんから年齢順に1人目、2人目と数え、高校生以下のお子さんが3人目以降となる場合に多子加算が適用されます。（別途書類の提出が必要です）

* ただし、高校生のお子さんの18歳の誕生日が「3月31日」の方は同日まで、「4月1日」の方は前日までとなります。

3 支給日

原則として、毎年偶数月10日にそれぞれ直前2か月分の手当を支給します。

支給日が休日の場合は、直前の平日に支給します。

| 月分 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 |
|-----|-------|-------|-------|--------|--------|-------|---|---|----|----|----|---|
| 支給日 | 4月10日 | 6月10日 | 8月10日 | 10月10日 | 12月10日 | 2月10日 | | | | | | |

問い合わせ 狭山市こども支援課 電話(直通)04-2941-3069